

安全報告書

(2024年度)

第一航空株式会社

本安全報告書は、航空法第111条の6、並びにこれに基づく航空法施行規則
第221条の5及び第221条の6に基づいて作成しました。
本安全報告書は、2025年3月31日現在の情報です。

目次

はじめに	P-3
輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項	P-4
安全方針	
コミットメント	
法令・規定の遵守	
1 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項	P-5
(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報	
(2) 日常運航の支援体制	
(3) 使用している航空機に関する情報	
(4) 運航状況に関する情報	
2 法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項	P-10
(1) 総件数	
(2) 主要な事態の概要及び対応状況	
(3) トラブルの種類別、機種別、国内線、国際線別の発生状況等	
(4) その他安全上のトラブルの内容	
3 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項	P-12
(1) 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置	
(2) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導	
(3) 情報の伝達および共有に関する事項の概要	
(4) 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要	
(5) 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要	
(6) 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要	
(7) 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要	
(8) 上記①から⑦以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置	
(9) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価	
(10) 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項	

～ はじめに ～

平素より第一航空株式会社に深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

2024年度は、弊社の安全方針であります「安全の維持及び向上を会社の最優先事項とする」をスローガンに、全社員が一致団結、航空事故の絶無に邁進して参りました結果、航空事故及び重大インシデント発生件数は0件で経過することができました。

沖縄県の島民の皆様の手となるべく、2021年度にVIKING式DHC-6-400型機による那覇-粟国間のチャーター運航を開始し、2023年度には石垣-多良間及び石垣-波照間の間のチャーター運航を開始し、現在に至っております。

幸いにも2021年度の沖縄離島便の開始以降、大きく安全上の支障を及ぼすような事象も無く、現在まで運航することができました。

引き続き、運航にあたっては、安全の確保に万全を期したいと思っております。

この様に、新たな事業展開を図りつつも、「安全の維持及び向上」に向けて、教育・訓練を充実させ、その定着度を確認しつつ日々運航して参る所存であります。

皆様から、「第一航空は安全運航確立のため頑張っている。」とのご評価を賜れますよう、弊社役員一同一丸となって参りたいと考えております。

今後とも、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い致します。

第一航空株式会社
代表取締役社長
西 洞 院 満 寿 美

輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針に関する事項

(規則第221号の6第1号)

安全方針

- (1) 安全の維持及び向上を、会社の最優先事項とする
- (2) 会社及び社員は、関係法令を遵守し、全ての社内規定は、関係法令に適合しなければならない
- (3) 安全目標の確立とその達成に向けたPDCAサイクルの実行
- (4) 自然災害等が発生した場合は、人命を最優先に行動する

コミットメント

会社における最大の責務は、お客様の生命・財産及び運航の安全を守ることであり、航空安全は会社の経営の基盤という信念を持っている。

社員は、全ての安全に関する情報を、関係者全員で共有することが重要と考え、全ての社員が安全を阻害する危険要素や懸念を忌憚なく報告することを必須とする。

法令・規定の遵守

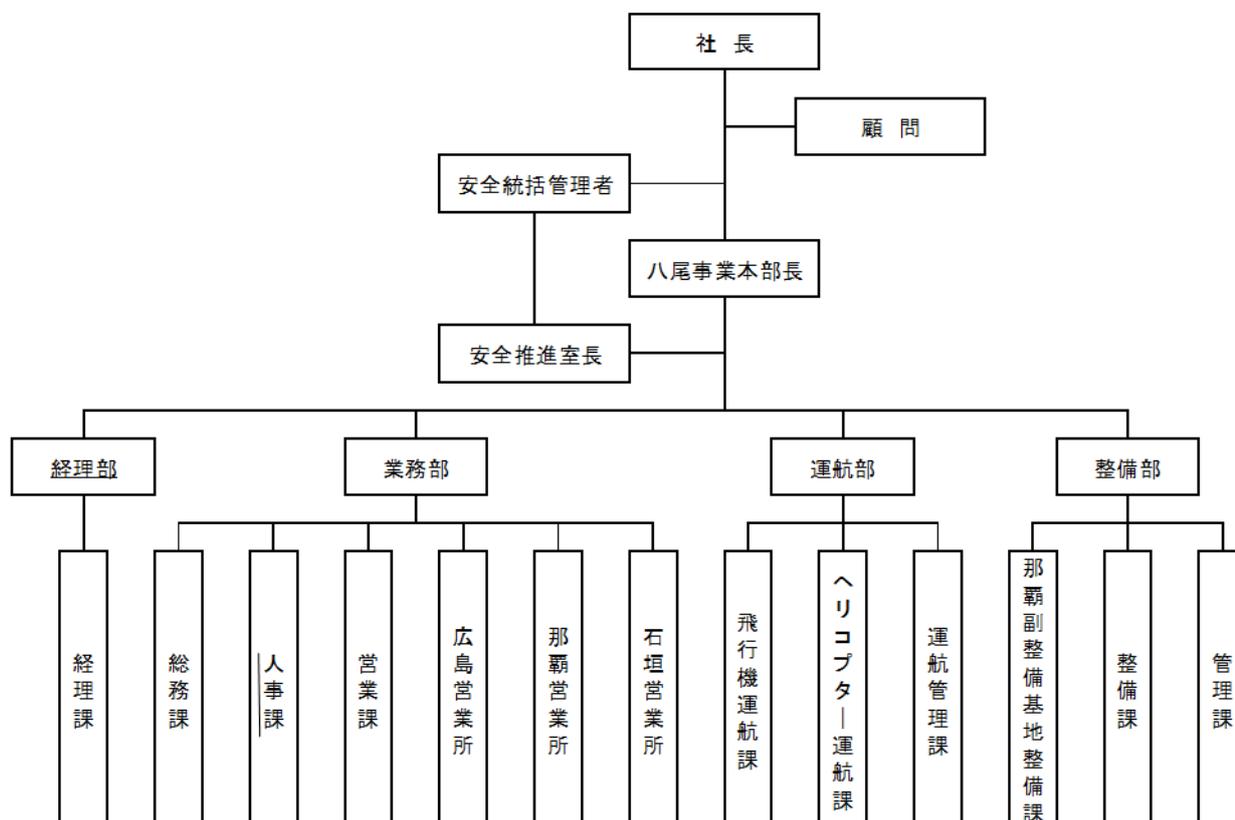
- ・会社及び社員は、関係法令を遵守しなければならない
- ・全ての社内規定は、関係法令に適合しなければならない
- ・社員は、該当する社内規定を遵守しなければならない
- ・規定の基準や標準が業務実施に不適切であった場合や、規定が関係法令に適合していない場合、速やかに当該規定の所轄部門へ報告する
- ・会社は関係法令等への不適合を認めた場合には、速やかに是正する

輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項

(規則第221条の6第2号)

(1) 安全確保に関する組織及び人員に関する情報

1) 組織図 (令和7年3月31日現在)



2) 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務

- ① 安全に対する総責任者としてコミットメントを行い、安全方針を明示し、この方針を現場まで周知・浸透させることにより、経営トップから現場までが一丸となって安全管理システムを有効に機能させる。
- ② 安全最優先及び関係法令等の遵守の原則を会社内に徹底する。
- ③ 安全管理システムが適切で、妥当性があり、かつ有効に機能するために、安全管理システムを定期的に見直し、継続的改善を行う。
- ④ 安全管理を統括する安全統括管理者を任命する。
- ⑤ 安全を推進するため、安全推進室を設置し、安全推進室長を任命する。
- ⑥ 航空事故等が発生した場合、自らを長とする対策本部を設置する。
- ⑦ 安全統括管理者等からの安全施策・安全投資に係る報告を聴取及び検討し、必要な場合安全上の重要事項に関する経営上の意思決定に基づく指示を行う。
- ⑧ 安全の推進に必要な経営資源の確保と分配を行う。

3) 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項

- ① 安全管理システムの統括管理責任者である。
- ② 安全推進室を指揮監督し、総合安全推進会議や内部監査等を通じて安全管理システムの継続的な改善を推進し、総括的な監視を行う。
また、安全推進室が実施したリスク評価の適切性を確認する。
- ③ アルコール教育やアルコール検査等飲酒対策を含む安全施策・安全投資などの重要な経営上の意思決定に直接関与する。
- ④ 安全に関する重要事項について社長に報告する。
- ⑤ 航空事故等が発生した場合、原因の究明や是正に対する必要な指示、勧告及び提言を行うために、社内航空事故調査会の設置の発動を行い、社内航空事故調査責任者を任命し、直ちに社内調査を実施する。
- ⑥ 内部監査チームを作り内部監査リーダー及び内部監査員（以下「内部監査チーム」という。）を指名し内部監査を実施する。
- ⑦ 関連部門の組織長への安全に関する指示、指導、助言、勧告及び援助を行う。

4) 安全統括管理者の選任の方法に関する事項

安全統括管理者は、会社内の安全管理の取り組みを統括的に管理する責任者であり、以下に掲げる要件を全て満足する者を社長が任命する。

- ① 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者。
- ② 通算して3年以上航空運送事業の実施若しくは管理の総括に関する業務経験を有する者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者。

5) 各組織の機能・役割の概要

社 長

安全に関する総責任者としてコミットメントを公表しています。

安全方針を明示するとともに、安全統括管理者等からの安全施策・安全投資に係る報告について検討し、必要な場合、安全上の重要事項に関する経営上の意思決定に基づく指示を行います。

安全統括管理者

安全管理の枠組みの統括管理責任者であり、総合安全推進会議を開催して安全管理体制の継続的な改善を推進し安全の監視を行っています。重要事項について社長に報告を行い、安全施策・安全投資などの重要な経営上の意思決定に直接関与しています。また、重大な不具合が発生した場合、社内航空事故調査責任者を任命し、原因の究明や是正に対する必要な勧告・提言を行います。

安全推進室長

安全管理体制が有効、かつ妥当性があるかモニターし、必要な勧告を行っています。安全に関する事項について、社外（監督官庁を含む）との窓口業務を行うとともに、組織内への安全情報の提供や、安全教育などの啓蒙活動を行っています。また、安全統括管理者より社内航空事故調査責任者を任命された場合、直ちに社内航空事故調査を実施し、その内容を報告します。

部長・所長

各部長・所長を安全に関する取り組みの実行責任者として、部内・組織内で安全に関する業務の実施基準・手順が設定、実施及び維持されていること、法的要件や会社の規定・基準及び手順書が遵守されていることを確認します。不備が認められ安全統括管理者より社内調査責任者を任命された場合、直ちに社内調査を実施し、その内容を報告すると同時に是正措置を行っています

6) 各組織における人員数

令和7年3月31日現在

安全推進室	八尾事業本部		
	運航部	整備部	業務部
14名	19名	19名	15名

7) 航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数

令和7年3月31日現在

航空機乗組員	客室乗務員	整備従事者
17名	0名	19名

8) 運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数

令和7年3月31日現在

運航管理従事者	有資格整備士
19名	13名

(2) 日常運航の支援体制

- 1) 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理担当者に係る定期訓練及び審査の内容「運航規程審査要領：空航第58号」、「整備規程審査要領：空機第73号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（安全関係）：空機第68及び空航第69号」により定められています。これらの規程については、国土交通省航空局ホームページをご覧ください。

- 2) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制
 - ・ 運航管理担当者は、飛行前及び飛行中の運航状況を常に把握し、気象状況、飛行空域に関する航空交通情報等を提供する等、必要な援助を行います。飛行後に機長から運航状況の情報提供を受け、その内容を分析し、報告書作成等の必要な措置を行います。また、アルコール関連事案を防止する為、運航前後のアルコール検査が適切に行われていることを確認しています。
 - ・ 「機長報告書」、「航空機状況報告」、「ヒヤリ・ハット報告」等の報告を通じ、運航状況の把握に努め、これを分析して安全推進委員を含め関係者に通知します。

- 3) 安全推進活動等の取組み
 - ・ 社長から安全に関する基本方針が示されます。
 - ・ 当該基本方針に基づき、総合安全推進会議において、会社としての安全指標及び安全目標値を決定しています。
 - ・ 会社の安全目標に基づき、安全推進委員の協議により、年度毎の『安全推進活動計画』を立て、四半期毎の安全目標を設定し、年度当初の安全教育に於いて周知すると共に、当該目標を事務所に掲示して安全意識の高揚を図っています。
 - ・ 安全統括管理者をはじめ安全教育を行う者は、知識、マネジメント能力向上のため、安全セミナー、安全講習会へ積極的に参加しています。
 - ・ 各部所単位で実施される職場安全会議は、部所長が毎月開催して、部所単位での航空安全に関する問題点、四半期毎の安全目標に対する達成度を評価し、安全上重要な事項または、自部所で解決できない問題点については、総合安全推進会議に報告し、解決を図っています。

(3) 使用している航空機に関する情報

飛行機 機数合計 8 機 平均機齢 28 年 令和7年3月31日現在

機 種	機 数	座席数	平均年間 飛行時間	導入 開始年	平均機 齢	救急用具の準備状 況
セスナ式172型	2	4	120	1966	41	航空法施行規則第 150条に基づき 救命胴衣等の救急 用具を装備してい る。
セスナ式206型	2	6	115	1966	44	
セスナ式208型	2	10	200	2008	21	
バイキング式DHC6型	2	21	100	2015	9	

ヘリコプター 機数合計 6 機 平均機齢 8 年 令和7年3月31日現在

機 種	機数	座席数	平均年間 飛行時間	導入 開始年	平均機 齢	救急用具の準備状 況
ロビンソン式R22型	1	2	150	1988	24	航空法施行規則第 150条に基づき 救命胴衣につい ては装着、その他 の救急用具につ いては装備してい る。
ロビンソン式R44型	3	4	100	1999	8	
ロビンソン式R66型	2	5	100	2013	13	

(4) 運航状況に関する情報

当該事業年度における保有機種別の輸送実績については、路線を定めて運航していないため省略します。

法第111条の4の規定に基づく報告に関する事項（規則第221条の6第3号）

法第111条の4に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故、重大インシデント及びその他の安全上のトラブル）の発生状況

(1) 総件数

航空機使用事業	0 件
航空運送事業	0 件
その他	2 件

(2) 主要な事態（安全上の重大性や社会的反響が大きかった事態）の概要及び対応状況

該当する事態はありませんでした。

(3) トラブルの種類別、機種別、国内線、国際線別の発生状況等、参考となるデータ

1) 航空事故	0 件
2) 重大インシデント	0 件
3) その他安全上のトラブル	2 件

～～ 安全上のトラブルの内容 ～～

事例1： JA518G がオートロ訓練時に回転数を超過した事態

機種： ロビンソン式R44型

状況： 令和 6年 5月23日

広島ヘリポートにおいて、機長昇格訓練のオートローテーション訓練を実施していました。オートローテーション降下し、かん合を完了し、減速操作（フレアー操作）を実施したところ、ローター及びエンジン回転数が急激に上昇し、回転数の制限を超過しました。

原因： 訓練実施者が、スロットルグリップを強く握りしめていたため、左手手首がスロットルグリップを開く方向に働き、回転数を増加させた為と推察しています。

対策： 同乗した教官及び訓練実施者に対し必要な教育及び訓練を実施するとともに、本事案を事例教育として社内回覧を実施しました。

事例2： JA3951 が航空交通の指示を受けずに離陸滑走した事態

機種： セスナ式 172P 型

状況： 令和 7年 1月23日

耐空検査作業の F L T で、離陸のための地上滑走をしていた所、管制官より、「RYW27 LINE UP AND WAITE」の指示があった為 RWY 27 に進入しました。

RWY 侵入後、RWY 27 方向に機種を向けた際、離陸許可を受領せずに離陸滑走を開始してしまいました。

原因： 当該 F L T は、電子機材（トランスポンダー）が交換されて、その機能等を確認するための F L T でした。また、当該機長は、離陸許可を受けた際、トランスポンダーのスイッチを入れて、その後離陸することを習慣化していました。

慣れない機材だった上に、離陸時に機材のスイッチを手動で入れる必要があり、それに気を取られるあまり、RWY 27 方向に機種を向けた際トランスポンダーのスイッチを入れてしまい、習慣的に離陸滑走したものと推察しています。

対策： 当該機長に対し、基本操作を徹底することを教育し、特別審査を実施しました。

また、全操縦士に対しても、今回の事態を回覧し周知させると共に、安全会議の場で基本操作の重要性を認識させました。

輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項
(規則第221条の6)

(1) 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置

安全上のトラブルの内容の通りです。

(2) 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導

国から受けた行政指導、行政処分はありませんでした。

(3) 情報の伝達および共有に関する事項の概要については以下の通りです。

1) 各部所長は日常業務の状況を的確に把握するため、その遂行する事業全般において発生した安全に関する情報及び予想しうる災害に対する情報（以下「安全情報」*1という。）を収集する。

なお、収集すべき安全情報には、収集対象となった事態に関連した航空機乗組員の疲労に関する情報*2も含むこととする。

*1：安全情報には、アルコールに係る不適切事案に関する情報も含まれる。

*2：疲労に関する情報の報告には、事態の発生時間、事態発生前の睡眠時間の履歴及び影響したと考えられる要素（乗務状況等）も含まれる。

2) 主な安全情報の収集のための具体的な方法は、以下の通りとする。

① 機長・整備士からの機材不具合報告（航空機状況報告書）及び機長からの航空機の通常運航に支障をきたした又はきたす恐れのある状態があった場合の機長報告書並びにヒヤリ・ハット情報の自発的報告（安全に関する報告書）による社内報告制度。

② 航空事故調査報告書、重大インシデント報告書、ハイジャック等の報告書、安全上のトラブル報告書。

③ 空港等制限区域内における事故報告書。

④ 内部監査報告（監査報告書及び是正／改善措置状況報告書）。

⑤ メディア、関係機関等からの地震・台風・大雨等の災害に関する情報

3) 各部所長は収集した安全情報を、安全推進室長及び関係する部所に伝達する。

4) 各部所長から各部所に伝達された安全情報は、部所内での周知徹底を図り、速やかに対策が必要な場合は、その都度対策を検討する。

5) 安全推進室長は安全情報を収集、伝達するための社内体制（航空機状況報告要領、安全に関する報告書等）及び電子的システム（緊急メール等）を構築し、適切に運用する。

6) 安全情報の報告に関して会社は原則として個人の責任を問わない。但し次の場合はこの限りではない。

報告された情報が法令または社内規定に抵触するものであって、

- ・ 意図的に行っていた場合
- ・ 隠蔽していた場合
- ・ 繰り返し行っていた場合
- ・ 虚偽の内容の報告をしていた場合

7) 航空法第111条の4および航空法施行規則第221条の2に基づき、航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生したときには、安全推進室長は国土交通大臣にその旨を報告する。

8) 航空法111条の6および航空法施行規則第221条の5に基づき、事業年度毎に総合安全推進会議において安全報告書を作成し、これを公表する。

(4) 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要

1) 事故、災害等の防止対策の検討及び実施については以下の要領で実施しています。

① 前記(3)に記述した報告制度、航空事故等の調査によって収集した安全情報をベースに、その発生傾向の把握及び潜在要因(例えば、人的要因、技術要因、組織要因、環境要因等事業に関する変更により生じるものを含む。)を、各部所で開催する職場安全会議において解析し、自部所で解決できる場合は必要な是正対策を策定し、できない場合は総合安全推進会議に提起する。

なお、特定する潜在要因には航空機乗組員の疲労を含むこととする。

② 安全推進室長は、前記(3)で各部所長から伝達された安全情報の影響に関し、重大性及び発生確率を予測してリスク評価を実施し、リスクレベルに応じた対応を行い、特にリスクレベルが高い事項は迅速に対応する。

また、自然災害であれば遭遇する懸念のある災害の種別と程度についても分析し、同様のリスク評価を行う。

③ 職場安全会議より提起された事項及びリスク評価により必要と判断される事項について、総合安全推進会議はそれを除去、回避及び低減するための具体的な施策*3を立案及び決定し、現業部に周知の上実施する。

*3: 航空機乗組員の疲労リスクの軽減策の例としては、乗務割・勤務時間の変更、予備の航空機乗組員の確保等がある。

④ 総合安全推進会議は当該施策を実施後、施策の妥当性について再評価を行い、必要に応じて改めて是正措置を策定し実行させる。

2) 事故、災害等が発生した場合の対応に関しては以下の体制を確立しています。

① 緊急連絡体制、応急処置手順

a 航空法第104条、航空法施行規則第214条で定める「緊急の場合において取るべき措置等」については運航規程並びに運航規程附属書運航業務実施規則に定める。

b 社長を長とする対策本部を設置する。

なお、緊急連絡体制及び応急措置手順等については、社内規定「緊急業務処理規定」に定める。

② 原因究明体制

事故等が発生した場合、事故処理と並行して、安全統括管理者が社内事故調査会を設置し事故調査を実施する。

事故調査会のメンバー等の細部については、安全管理規程に定める。

③ 訓練について

事故、災害等が発生した場合の訓練については、社内規定「緊急業務処理規定」及び「大規模自然災害対応要領及び早期復旧計画」に定める。

(5) 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要については以下の通りです。

1) 内部監査は航空安全総点検に併せ、安全統括管理者の指名する者が、安全推進室長の計画する手順および内容に従い、年1回実施する。

2) 内部監査は、基本的に内部監査チーム（内部監査リーダー、内部監査員）で実施し、その資格要件は、内部監査に必要な資質を有し且つ内部監査に関する教育を受けた者とする。

3) 内部監査は、安全に係る業務の基準及び手順が法令、規定類に適合し、文書化されているか、またその基準や手順通りに業務が実施されているか、業務プロセスが機能しているか、さらには必要な記録がとられているか等の確認を行う。

4) 内部監査の手順及び内容については、安全管理規程附則「内部監査実施規則」に基づき実施する。

5) 内部監査の結果については次の通りとする。

① 内部監査チームは、内部監査の結果を被内部監査部所長に通知し、安全推進室長に内部監査報告書により報告する。

② 安全推進室長は報告を受けた内容を安全統括管理者及び社長に報告する。

③ 被内部監査部所長は是正・改善措置を実施後、内部監査チームに報告し、内部監査チームはその内容についてフォローアップ監査した後、安全推進室長に報告（是正／改善措置状況報告書）する。

④ 安全推進室長は、報告を受けた内容を安全統括管理者及び社長に報告する。

(6) 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要については以下の通りです。

1) 規程類の設定・管理

安全管理規程等は安全推進室が設定し、会社で取り入れているサイボウズ Office のファイル管理に最新の状態で保管する。

なお、各部所における規程類の管理は、配布区分毎に責任者を決めて管理する。

2) 文書の整備

収集した安全情報は内容別に管理する。

- ① 航空機の状況に関する記録は、整備部管理課が管理するが、保管場所を運航管理席とし、機長の飛行前確認事項の一つとする
- ② 各部所間で情報共有を計るための安全情報記録は、安全推進室長及び各部所長が管理する
- ③ 上記以外の「安全に関する報告書」(ヒヤリ・ハット情報)については、安全推進室長が管理する。

3) 文書の管理

管理すべき記録は、以下の記録とし、期限についても、以下の通りとする。

記録文書	保存期間	主幹部所	管理責任者
収集した安全情報の記録	10年	安全推進室	安全推進室長
		各部所	各部所長
内部監査の記録	10年	安全推進室	安全推進室長
安全推進活動計画及びその実績の記録	10年	安全推進室	安全推進室長
総合安全推進会議の記録	5年	安全推進室	安全推進室長
教育及び訓練の実施記録	5年	安全推進室	安全推進室長
		各部所	各部所長
各種報告及び改善事項の記録	10年	安全推進室	安全推進室長
		各部所	各部所長
航空機の状況に関する記録	事業機の間	整備部管理課	整備管理課長

(7) 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要については以下の通りです。

総合安全推進会議において、社内的に安全管理システムを構築する組織、人員、これらの責務、安全情報の収集及び解析並びに評価の方法、教育訓練及び監査に係る各要素について、有効に機能しているのかの検討及び評価を行い、継続的改善を図る

(8) 上記(1)から(7)以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置

毎年8月を安全月間とし、過去に弊社の起こした航空事故等に関する安全教育等を実施し、航空安全の堅持と安全風土の醸成について役職員全員が見つめ直す機会としています。

(9) 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

1) 輸送の安全に関する目標の達成度

- ① 航空事故発生件数 : 目標0件に対し0件
- ② 重大インシデント発生件数 : 目標0件に対し0件
- ③ a 総合安全推進会議及び各部所の職場安全会議の実施回数
目標が其々12回以上でしたが、各会議を12回実施し、目標を達成しました。
- b 各部所から総合安全推進会議に提出された問題点及び提案事項の件数
目標が11件以上に対し12件と100%以上提出され、目標を達成しました。

2) 安全に関する取組みの実施状況

- ① 毎週月曜日に朝礼を実施し、安全方針の唱和を行い安全意識の高揚に努めています。
また、この朝礼において各部毎全社員に周知したい項目も含めて報告し、各部間の情報共有及び連携の強化に努めています。
- ② 各部所においては四半期ごとに定めている安全目標、安全教育、安全点検を行い、又四半期末その評価を行うことにより不安全要因を排除し、事故防止に努めています。
- ③ 安全教育訓練実施規則に規定されている通り、全役職員を対象に1年に2回コンプライアンス・ヒューマンファクター・安全管理規程等に関する教育及び確認テストを行い、安全意識の高揚に努めました。
- ④ 8月を「安全月間」と定め、過去に弊社の起こした航空事故等に関する安全教育を実施し、無事故への決意を新たにしました。
- ⑤ 総合安全推進会議及び職場安全会議を通じて情報の交換を行い、各種不安全要因の摘出と是正策等について確認しています。
- ⑥ 日常のヒヤリ・ハット情報及び事故事例等を、総合安全推進会議及び各部門における職場安全会議並びに安全教育時に紹介し、そこから学べる教訓等を各部・各自で考えるよう時宜に応じた教育を行っています。

3) 2024年度の自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価

2024年度は、その他の安全上のトラブルが2件ありましたが、安全目標等は達成しており、総括的には概ね良好な状態にあると評価しています。

(10) 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項

1) 2025年度の安全目標

- ① 航空事故発生件数 0件
- ② 重大インシデント発生件数 0件
- ③ a 総合安全推進会議及び各部所の職場安全会議の実施回数 其々12回以上
b 各部所から総合安全推進会議に提出された問題点及び提案事項の件数12件以上

2) 2025年度の安全に関する各部門における具体的な取組み目標等

各部所毎に安全に関する目標を確立し、実施すべき安全教育、安全点検を明示し、事業本部としてそれらを取りまとめた「事業本部安全推進活動計画」を策定し、計画的に安全推進活動を実施しています。

以上